

要 旨

外務省外交史料館は、外務省記録を中心に約 12 万点の歴史資料を所蔵し、「公文書等の管理に関する法律」に基づく特定歴史公文書等の保存、利用等に係る業務、また、右法施行以前から外交史料の編さん等の事業を実施している。このような外務省外交史料館において、筆者は、外交史料の保存、利用、編さん、人材育成等、業務全体の総括を担当している。

館としての活動のあり方を考える業務において、特に外交史料の特質性の観点から、筆者は諸外国において外交史料を取り扱う同様の機関の活動状況をも参考としてきた。だが、ここで筆者が直面したのは、欧米諸国に関しては比較的情報が豊富にある一方、旧社会主義諸国の状況、就中、主要先進国（G 8）にも含まれていたロシア連邦に関しては、圧倒的に情報が欠如しているという問題であった。外交史料にとどまらず、幅広い公文書等を巡る状況に関しても、旧社会主義諸国の情報は非常に少ない。このような、情報のバランスの欠如した状況を脱し、業務への活用を図りたいというのが本稿の目的である。

ロシア連邦外務省のウェブサイトを中心に調査した結果、ロシア連邦外務省の史料館における所蔵史料の詳細、利用状況等に関しては、やはり多くが明らかにされていないことが改めて確認された。利用者にとっての利便性が低く、これは史料に関する考え方、具体的には、民主主義的な観点からの共有性に係る認識が十分でないことによるものと筆者は考察した。

次に、アーカイブズ機関としては特殊と言えるであろうが、ロシア連邦外務省の史料館においても、日本を含む多数の国の類似機関と同様、編さん事業を主要な業務として一貫して継続してきていることが判明した。但し、上述の通り、史料の利用に関し、情報を広く市民に共有するという民主主義的な観点が欠けていると思われることから、編さん事業においても、かかる民主主義的観点からの意義付け、位置付けがなされているかどうかは明らかでなく、この点は、我が国、主要欧米諸国と比較した場合のロシア連邦の特異性と考える。

また、ロシア連邦外務省においては、歴代外交アーキビストの活動の意義を高く評価し人材育成を行っていることが判明した。ミトロファーノヴァ氏による「若いアーキビストへの指針」と独立行政法人国立公文書館「アーキビストの職務基準書」の比較を行い、共通点と相違点を明らかにすることを通して、アーキビストの重要性が再認識された。照会対応等に関する実務的な諸指針は、特に業務全般管理、人材育成の現場で活用し得る示唆として参考となった。

本研究の実施により、これまで情報の欠如していた旧社会主義国の類似機関の活動状況をより具体的に把握することができ、筆者が今後外交史料館の活動のあり方を考え、史料利用の促進、人材育成等に取り組んでいく上で活用し得る、各業務に係る有益な諸示唆を得ることができた。情報のバランスの欠如が若干でも解消されたことによる成果を一言で述べると、共有の財産として史料を意義付ける民主主義的観点の重要性である。ロシア連邦外務省の史料館においては民主主義的な観点、認識が希薄であり、このことが史料利用等の現状に現れている。欧米諸国の例のみを参照していると

見失いがちな、この原点に立ち戻る示唆が得られたことは、筆者のみならず幅広いアーカイブズ関係者にとっても有益なものとなることを期待する。